

「地域生活定着支援センター」とは

高齢または障害があるため福祉の支援が必要な矯正施設出所予定者について、保護観察所等と協働して、出所後、地域の中で安定した暮らしができるように生活環境を調整します。

特別調整とは

矯正施設に入所中であり、以下の条件を全て満たす者

- 1) 高齢(概ね 65 歳以上)であり、または身体障害、知的障害もしくは精神障害であると認められること。
- 2) 矯正施設出所後の適当な住居がないこと。
- 3) 矯正施設出所後に福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- 4) 円滑な社会復帰のために、保護観察所長に特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- 5) 特別調整の対象となることを希望していること。
- 6) 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の福祉に関する機関等に保護観察所の長が個人情報を提供することに同意していること。

主な業務内容

1.コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者を対象として出所後に必要な福祉サービスのニーズを確認し、受入れ施設等のあっせんまたは必要な福祉サービスの申請等支援を行います。

2.フォローアップ業務

コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設出所後に社会福祉施設等を利用して対象者に関し、当該施設等に対して必要な助言を行います。

3.相談支援業務

矯正施設を出した対象者の福祉サービス等の利用に関し、本人又はその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

4.被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対し、勾留中から対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認を行い、釈放後の受け入れ施設等の調整や福祉サービス等に関する手続きの支援等を行います。

業務の原則

- 利用者に対しては、常に懇切で誠意のある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重します。
- 利用者に対する支援は、本人の心身の状況、過去に受けた福祉サービス等の内容、ニーズ及び、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行います。
- 業務の遂行にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮します。
- 犯罪歴、非行歴等の扱いについては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払います。
- 業務の遂行にあたっては、常に公平かつ中立的な姿勢を保つことを心がけます。

宮崎県地域生活定着支援センターの概要

開設日 / 2018年4月1日

実施主体 / 宮崎県

運営 / 一般社団法人 宮崎県社会福祉士会

住所 / 宮崎県宮崎市原町2-22

宮崎県福祉総合センター 人材研修館内

連絡先 / 電話0985-86-6114 FAX0985-86-6117

E-mail:teityaku@circus.ocn.ne.jp

開所時間 / 月曜日～金曜日(AM8:30～PM5:30)

H P / <http://www.miyazaki-csw.jp/>

地域での新しい生活を



お手伝いします

- 宮崎県地域生活定着促進事業 -

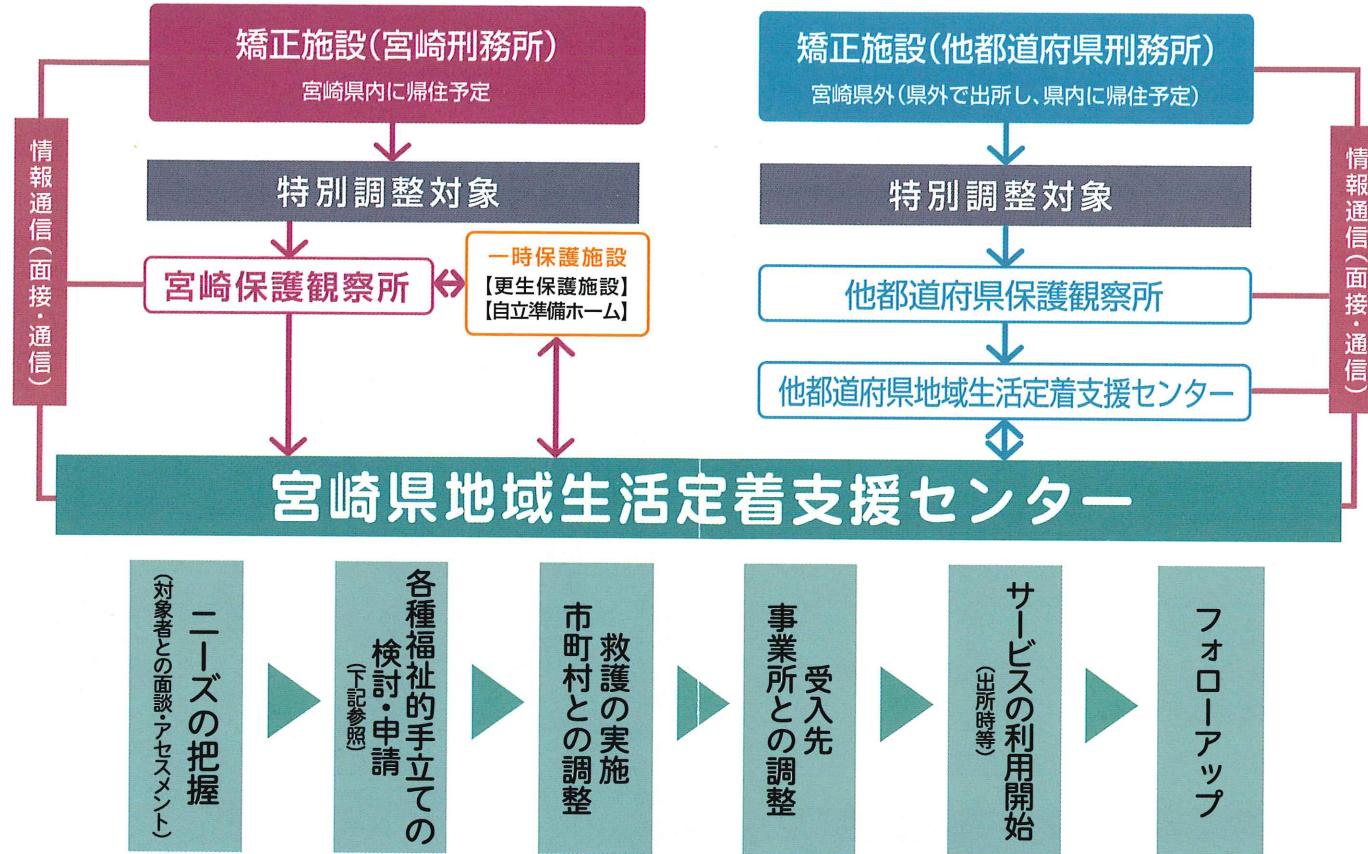
宮崎県地域生活
定着支援センター



一般社団法人

宮崎県社会福祉士会

宮崎県地域生活定着支援センターの支援の流れ



一時保護施設 出所後、福祉施設へ直接入所できない場合は、一時的な居場所の確保が必要となります。

主な一時保護施設として

- 更生保護施設… 刑務所の満期出所者や、保護観察中の仮出所者らに、退所直後の食事や宿泊、就労相談を行う施設。
- 自立準備ホーム… あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人等が、それぞれの特長を生かして自立に向けた生活指導等を行うもので、施設や居室等様々な形態がある。

福祉サービス等の検討申請			
■高齢者福祉サービス ○介護保険の利用申請 受け皿 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム 介護老人保健施設 等	■障がい者福祉サービス ○障がい者手帳の申請 ○障がい年金の申請 ○障がい福祉サービスの利用申請 受け皿 施設入所支援 グループホーム 日中活動支援事業所 等	■所得保証サービス ○生活保護の申請 ○各種年金の申請 受け皿 養護老人ホーム 救護施設 等	■その他 ○成年後見制度の活用 ○日常生活自立支援事業の利用 連携 社会福祉協議会 等 行政機関・家庭裁判所 等
連携 行政・福祉事務所 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 等	連携 行政・福祉事務所 相談支援事業所 就業・生活支援センター 等	連携 行政・福祉事務所 年金事務所 等	

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援

矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行を支援するため、グループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、支援を行った場合には、報酬上の加算（地域生活移行個別支援特別加算）で評価している。また、都道府県が実施する罪を犯した障害者等の特性や支援方法など障害福祉サービス事業所等の従業者の専門性の強化を図るために研修等の開催を地域生活支援事業により支援。

〈地域生活移行個別支援特別加算〉

矯正施設を退所した者に対して、地域で生活するために必要な相談支援や個別支援等を行った場合の加算

A. 障害者支援施設

- 12単位/日(体制加算)**
- 306単位/日(個別加算)**

イ. 障害者支援施設以外

- 670単位/日**

訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受け入れの促進

医療観察法対象者等（以下「医療観察法対象者等」という）の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等の連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算

〈社会生活支援特別加算〉

- 480単位/日**